

5.3 用語集

【あ行】

用語	解説
アンダーパス	交差する鉄道や道路等の下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路のこと。
インフラ	道路、鉄道、港湾、空港、河川管理施設、下水道、公園等の産業や生活の基盤となる施設。
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。

【か行】

家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
河川防災ステーション	水防活動を行う上で必要な土砂等の緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸等に必要な作業面積を確保するもの。
急傾斜地崩壊危険区域	主に崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により居住者に被害のおそれのある区域。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
公共交通徒歩圏	鉄道駅とバス停の徒歩圏(鉄道駅については 800m、バス停については 300m)。 ※都市構造の評価に関するハンドブック(平成 26 年、国土交通省)では、「徒歩圏」は、一般的な徒歩圏である半径 800m を採用…」としている。
洪水浸水想定区域	本計画では洪水浸水想定区域は、下記の 2 種類の降雨規模に対して、川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域を対象としている。 ○計画規模(L1:レベル 1) 100 年に 1 回程度を想定した降雨規模。計画規模降雨は、氾濫による被害を防ぐための計画の目標となる降雨の規模であり、計画規模降雨を下回る降雨が予測されている河川においても、堤防等の河川整備の状況や、雨の降り方によって氾濫が発生するおそれがあるため、注意が必要。 ○想定最大規模(L2:レベル 2) 1 年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)程度の降雨(1,000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではない)。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示している。
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設。

【さ行】

用語	解説
災害ハザードエリア	災害ハザードエリアは災害の危険が大きい区域であり、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等が含まれるレッドゾーン、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等が含まれるイエローゾーンがある。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。
浸水継続時間	洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すもの。
垂直避難	急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった際、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、避難所へ避難せず、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つこと。
水防拠点	河川堤防沿いに洪水時にも冠水しない高さに盛土され、緊急復旧活動、資機材備蓄、水防倉庫等のためのスペースを確保し、ヘリポートや車両交換場所等を整備した場所のこと。
生活利便施設	住宅の周辺にある生活に必要な施設。診療所や郵便局、小売業の事務所等。

【た行】

用語	解説
大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 m ² 以上、または、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上のもの。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市計画区域	将来の都市活動の見通しを勘案し、中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。県が指定する。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【ら行】

ライフライン	電気・水道・ガス・通信等の日常生活に必要な設備。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

5.4 策定体制

策定委員会

- 都市建設部長
- 政策調整課長
- 財産活用課長
- 危機管理課長
- 社会福祉課長
- 医療保険課長
- 農政課長
- 都市計画課長
- 都市整備課長
- 道路河川課長
- 管理課長
- 下水道課長
- 学校管理課長

策定懇談会

- 学識経験者
- 佐野市町会長連合会
- 関係団体(商工会議所、建築士会、防災士連絡会等)
- 関係行政団体

5.5 策定スケジュール

年月	予定
令和4年4月	政策調整会議、政策会議(防災指針策定の概要)
8月	第1回策定委員会
10月	第2回策定委員会
11月	第1回策定懇談会 都市計画審議会
令和5年1月	政策調整会議、政策会議(防災指針案)
2月	議員全員協議会 パブリックコメント
3月	策定、公表